

知床五湖利用調整地区の立入認定基準について

知床五湖利用調整地区に立ち入る際の立入の認定基準は以下のとおりとする。ただし、これらの表現は、内容を違えない範囲で、告示文等において変更となる可能性がある。

ヒグマ活動期	植生保護期
<p>① 環境大臣が定める人数の範囲内であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11名（引率者1名を含む）以内の団体であって、利用調整地区内での同時滞在数8団体までとする。 	<p>① 環境大臣が定める人数の範囲内であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の利用者数は3000人以下とし、1時間あたりの新規入場者数が300人以下であること。
<p>② 環境大臣が定める期間内であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月10日から7月31日まで ※開始期日については、初年度の状況を見て見直しを行い、改正の必要が生じれば、告示の変更を行う。 	<p>② 環境大臣が定める期間内であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月1日から10月20日まで
<p>③ 次に掲げる行為を行うものでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと ・ 野生動物に餌を与えること ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察等を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影、録音、観察等の禁止を示す制札のある場所において撮影等を行うこと。 ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器等を用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること 	<p>③ 次に掲げる行為を行うものでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと ・ 野生動物に餌を与えること ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察等を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影、録音、観察等の禁止を示す制札のある場所において撮影等を行うこと。 ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器等を用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること
<p>④ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己責任において立ち入るものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整地区内に臭いが出る飲食物を持ち込まないこと、また、利用調整地区内で摂食を行わないこと ・ 湿原や植生を踏み荒らすことのないよう、歩道を外れて歩行、休憩等しないこと（ヒグマとの遭遇に対処して退避行動をとる場合等の緊急時を除く。） ・ ヒグマの出没により立ち入りが制限された地域には立ち入らないこと。 ・ ヒグマと遭遇した際には、速やかに現場から待避し、引き返すこと。 ・ 先行する利用者がヒグマに遭遇し、引き返している場合は、それ以上の進行をやめ、ともに引き返すこと。 ・ 外来種を非意図的に持ち込むことのないよう、利用に先立ち、衣服・靴等に付着した種子や土の除去に努めること。 ・ 定められた順路を遵守し、一方通行を堅持すること（ヒグマ対処法引率者の指示に従って行動する場合を除く。） ・ 環境省、北海道、斜里町、指定認定機関等関係職員の指示に従うこと。 	<p>④ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己責任において立ち入るものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整地区内に臭いが出る飲食物を持ち込まないこと、また、利用調整地区内で摂食を行わないこと ・ 湿原や植生を踏み荒らすことのないよう、歩道を外れて歩行、休憩等しないこと（ヒグマとの遭遇に対処して退避行動をとる場合等の緊急時を除く。） ・ ヒグマの出没により立ち入りが制限された地域には立ち入らないこと。 ・ ヒグマと遭遇した際には、速やかに現場から待避し、引き返すこと。 ・ 先行する利用者がヒグマに遭遇し、引き返している場合は、それ以上の進行をやめ、ともに引き返すこと。 ・ 外来種を非意図的に持ち込むことのないよう、利用に先立ち、衣服・靴等に付着した種子や土の除去に努めること。 ・ 定められた順路を遵守し、一方通行を堅持すること（ヒグマと遭遇し、引き返す場合を除く。） ・ 環境省、北海道、斜里町、指定認定機関等関係職員の指示に従うこと。
<p>⑤ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち入ろうとする者若しくは団体の代表者が、知床五湖地区においてヒグマへの対処法を習得した者であるものとして、北海道地方環境事務所長が認める者であること。 <ul style="list-style-type: none"> →（北海道地方環境事務所長定めにおいて）「認める者」とは、知床五湖の利用のあり方協議会が策定したヒグマ対処法引率者名簿に登録されている者であることを言う。」旨を公表。 ・ 事前に受付・レクチャー施設において実施されるレクチャーを受講していること 	<p>⑤ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に受付・レクチャー施設において実施されるレクチャーを受講していること。